



愛媛県報

発行 愛媛県

令和元年5月10日金曜日 第2号

◇ 目 次 ◇

介護機関（居宅介護事業者）の指定.....	（保健福祉課）.....	11
介護機関（特定福祉用具販売事業者）の指定.....	（ " ）.....	12
介護機関（介護予防事業者）の指定.....	（ " ）.....	12
介護機関（特定介護予防福祉用具販売事業者）の指定.....	（ " ）.....	12
指定介護機関（居宅介護事業者）の廃止の届出.....	（ " ）.....	12
指定介護機関（介護予防事業者）の廃止の届出.....	（ " ）.....	13
医療機関の指定.....	（ " ）.....	13
施術機関の指定.....	（ " ）.....	13
指定医療機関の変更.....	（ " ）.....	13
指定医療機関の廃止.....	（ " ）.....	13
保安林の指定施業要件を変更する旨の通知.....	（森林整備課）.....	14
漁業の許可又は起業の認可の申請期間.....	（水産課）.....	14
落札者等の告示.....	（土木管理課）.....	14
公共測量の終了の通知.....	（道路維持課）.....	14
土地改良区の定款変更の認可.....	（東予地方局農村整備課）.....	14
土地改良区役員の就退任の届出（6件）.....	（東予地方局農村整備課、中予地方局農村整備第一課）.....	14
土地改良区役員の氏名の変更の届出（2件）.....	（中予地方局農村整備第一課）.....	16
土地改良区役員の氏名及び住所の変更の届出.....	（ " ）.....	16
土地改良区連合役員の就退任の届出.....	（ " ）.....	16
道路の区域変更（主要地方道小田河辺大洲線）.....	（南予地方局大洲土木事務所）.....	17
道路の区域変更（県道宇和野村線）.....	（南予地方局西予土木事務所）.....	17
道路の区域変更（一般国道441号）.....	（ " ）.....	17

訓 令

愛媛県保健所処務規程等の一部を改正する訓令.....	（健康増進課）.....	17
----------------------------	--------------	----

公 告

登録販売者試験の実施.....	（薬務衛生課）.....	19
情報通信ネットワークシステムの賃貸借及び通信回線サービスの調達.....	（警察本部会計課）.....	19

人事委員会規則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則.....	（人事委員会事務局）.....	20
-------------------------------	-----------------	----

人事委員会公告

令和元年度愛媛県職員採用候補者（上級）試験公告.....	（人事委員会事務局）.....	21
令和元年度愛媛県職員採用候補者（民間企業等経験者）試験公告.....	（ " ）.....	26
令和元年度愛媛県少年補導員採用候補者試験公告.....	（ " ）.....	30

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第8号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護事業者）を次のように指定した。

令和元年5月10日

愛媛県知事 中村時広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
有限会社近代介護センター	西条市小松町南川乙21番地22	有限会社近代介護センター	西条市小松町南川乙21番地22	平成31年3月8日

○愛媛県告示第9号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（特定福祉用具販売事業者）を次のように指定した。
令和元年5月10日

愛媛県知事 中村時広

介護機関（特定福祉用具販売事業者）の名称	主たる事務所の所在地	特定福祉用具販売事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
有限会社近代介護センター	西条市小松町南川乙21番地22	有限会社近代介護センター	西条市小松町南川乙21番地22	平成31年3月8日

○愛媛県告示第10号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（介護予防事業者）を次のように指定した。
令和元年5月10日

愛媛県知事 中村時広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
有限会社近代介護センター	西条市小松町南川乙21番地22	有限会社近代介護センター	西条市小松町南川乙21番地22	平成31年3月8日

○愛媛県告示第11号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（特定介護予防福祉用具販売事業者）を次のように指定した。
令和元年5月10日

愛媛県知事 中村時広

介護機関（特定介護予防福祉用具販売事業者）の名称	主たる事務所の所在地	特定介護予防福祉用具販売事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
有限会社近代介護センター	西条市小松町南川乙21番地22	有限会社近代介護センター	西条市小松町南川乙21番地22	平成31年3月8日

○愛媛県告示第12号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）から、居宅介護事業を次のように廃止した旨の届出があった。
令和元年5月10日

愛媛県知事 中村時広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る居宅介護事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
株式会社トーカイ	岐阜県岐阜市若宮町九丁目16番地	トーカイ訪問入浴サービス今治	今治市東村南2丁目2-13	平成31年3月31日

○愛媛県告示第13号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（介護予防事業者）から、介護予防事業を次のように廃止した旨の届出があった。

令和元年5月10日

愛媛県知事 中村時広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る介護予防事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
株式会社トーカイ	岐阜県岐阜市若宮町九丁目16番地	トーカイ訪問入浴サービス今治	今治市東村南2丁目2-13	平成31年3月31日

○愛媛県告示第14号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

令和元年5月10日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
駅前タネダ薬局	四国中央市三島中央三丁目6番4号	平成31年2月7日
山下クリニック	宇和島市桜町1番38号	平成31年3月1日
レデイ薬局三島金子店	四国中央市三島金子二丁目9番55号	平成31年3月21日
愛南町国保一本松病院福浦出張所	南宇和郡愛南町福浦994番地	平成31年4月1日
いずみ薬局	今治市末広町一丁目6番地22	平成31年4月1日
エンジェル薬局川之江井地店	四国中央市川之江町331番地1	平成31年4月1日
エンジェル薬局宮川店	四国中央市三島宮川四丁目4番9号	平成31年4月1日
しんぐう薬局	四国中央市新宮町新宮50番地	平成31年4月1日
たに脳神経外科・内科・ものわずれクリニック	新居浜市郷二丁目1-10	平成31年4月1日
フロンティア薬局新田町店	新居浜市新田町二丁目2番9号	平成31年4月1日

○愛媛県告示第15号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により、施術機関を次のように指定した。

令和元年5月10日

愛媛県知事 中村時広

施術機関の氏名	施術機関の住所	指定年月日
中田翔太	新居浜市高木町3-26 西号	平成31年2月1日
平岡基市	今治市八町西5-1-51	平成31年2月12日

○愛媛県告示第16号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定し

た医療機関の所在地が、次のように変更された。

令和元年5月10日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更年月日
鎌田内科消化器科クリニック	（変更後） 八幡浜市大黒町三丁目15番地80	平成30年10月1日
	（変更前） 八幡浜市1526番地80・1526番地81	

○愛媛県告示第17号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関を次のように廃止した旨の届出があった。

令和元年5月10日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
駅前タネダ薬局	四国中央市三島中央三丁目6番4号	平成31年2月6日
医療法人徳洲会新居浜徳洲会病院	新居浜市土橋二丁目2番2号	平成31年2月28日
山下クリニック	宇和島市桜町1番38号	平成31年2月28日
かりん薬局	八幡浜市広瀬一丁目6番8号	平成31年3月15日
レデイ伊予三島調剤薬局	四国中央市三島金子二丁目8番48号	平成31年3月20日
いずみ薬局	今治市末広町一丁目6番地22	平成31年3月31日
エンジェル薬局川之江井地店	四国中央市川之江町331番地1	平成31年3月31日
エンジェル薬局宮川店	四国中央市三島宮川四丁目4番9号	平成31年3月31日
しんぐう薬局	四国中央市新宮町新宮50番地	平成31年3月31日
フロンティア薬局新田町店	新居浜市新田町二丁目2-17	平成31年3月31日
松元産婦人科医院	大洲市中村235-2	平成31年3月31日
山下小児科	宇和島市堀端町1-41	平成31年3月31日

○愛媛県告示第18号

次の保安林の指定施業要件を変更する旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和元年 5月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
上浮穴郡久万高原町（次の図に示す部分に限る。）
2 保安林として指定された目的
水源の涵養
3 変更後の指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び久万高原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第19号

愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）第8条第2項（同規則第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、宇和海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和元年 5月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和元年 5月10日から23日まで

○愛媛県告示第20号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和元年 5月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

Table with 6 columns: 随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量, 契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地, 随意契約の相手方を決定した日, 随意契約の相手方の氏名及び住所, 随意契約に係る契約金額, 随意契約にした理由

○愛媛県告示第21号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、大洲河川国道事務所長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和元年 5月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
2 作業期間 平成31年 2月 4日から
3月29日まで
3 作業地域 愛媛県西予市宇和町卯之町地区

○愛媛県告示第22号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、道前平野土地改良区の定款の変更を認可した。

令和元年 5月10日

愛媛県東予地方局長 馬 越 史 朗

○愛媛県告示第23号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、道前平野土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

令和元年 5月10日

愛媛県東予地方局長 馬 越 史 朗

就 任

Table with 3 columns: 役員の種類, 氏 名, 住 所

○愛媛県告示第24号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、松山市畑寺土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和元年 5月10日

愛媛県中予地方局長 尾 崎 幸 朗

就 任

Table with 3 columns: 役員の種類, 氏 名, 住 所

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	江戸 貴幸	松山市畑寺三丁目15-32
"	林 賢二	松山市畑寺二丁目16-3
"	高田 敏充	松山市畑寺一丁目5-1
"	山本章二	松山市畑寺二丁目10-3
"	江戸 正一	松山市畑寺三丁目15-13
"	朝山 和孝	松山市畑寺四丁目3-24
"	江戸 通敏	松山市畑寺二丁目8-22
"	森川 惠克	松山市畑寺一丁目1-5
監事	山本 武	松山市畑寺二丁目18-17
"	江戸 恒志	松山市畑寺三丁目18-15

○愛媛県告示第25号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、松山市三町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和元年5月10日

愛媛県中予地方局長 尾崎 幸朗

就任

役員の種類	氏名	住所
理事	三好 博臣	松山市三町三丁目13-28
"	日野 哲雄	松山市三町二丁目4-40
"	竹村 元收	松山市三町三丁目14-15
"	村上 健一	松山市三町一丁目3-10
"	石丸 京子	松山市三町二丁目6-14
"	石丸 城司	松山市三町三丁目16-24
"	小椋 房雄	松山市三町三丁目6-10
監事	大西 久利	松山市三町三丁目6-15
"	池田 育子	松山市三町三丁目15-23

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	竹村 寿雄	松山市三町二丁目4-7
"	三好 博臣	松山市三町三丁目13-28
"	大西 久利	松山市三町三丁目6-15
"	石丸 城司	松山市三町三丁目16-24
"	村上 健一	松山市三町一丁目3-10
"	池田 育子	松山市三町三丁目15-23
"	高石 年雄	松山市三町二丁目15-12
監事	日野 哲雄	松山市三町二丁目4-10
"	竹村 元收	松山市三町三丁目14-15

○愛媛県告示第26号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、松山市谷町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和元年5月10日

愛媛県中予地方局長 尾崎 幸朗

就任

役員の種類	氏名	住所
理事	宮崎 純也	松山市谷町474-2
"	門屋 泰三	松山市谷町316
"	山崎 裕史	松山市谷町451-5
"	門屋 浩美	松山市谷町甲36-1
"	樋口 正俊	松山市谷町379
"	宮崎 賢二	松山市谷町甲133-1
"	門屋 吉夫	松山市谷町38-2
"	寺井 雅信	松山市谷町330
"	阿部 憲治	松山市谷町307
監事	宮崎 澄雄	松山市谷町474-1
"	寺井 昭男	松山市谷町甲26-3

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	寺井 雅信	松山市谷町330
"	宮崎 純也	松山市谷町474-2
"	宮崎 賢二	松山市谷町甲133-1
"	樋口 正俊	松山市谷町379
"	門屋 吉夫	松山市谷町38-2
"	寺井 昭男	松山市谷町甲26-3
"	門屋 浩美	松山市谷町甲36-1
"	谷岡 勲	松山市谷町132
"	門屋 泰三	松山市谷町316
監事	門屋 一臣	松山市谷町306
"	宮崎 澄雄	松山市谷町474-1

○愛媛県告示第27号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、松山市太山寺土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和元年5月10日

愛媛県中予地方局長 尾崎 幸朗

就任

役員の種類	氏名	住所
理事	森田 克己	松山市太山寺町1733-4
"	岡本 成峰	松山市勝岡町2550
"	渡部 逸人	松山市太山寺町1481-1
"	山口 数廣	松山市太山寺町2281-3
"	山崎 謙二	松山市太山寺町1326-1
"	門間 正陽	松山市太山寺町606-3
"	和田 庄司	松山市太山寺町1885
"	藤井 公平	松山市勝岡町2676
"	武智 晃	松山市太山寺町560
"	須之内 昭彦	松山市太山寺町1393
"	須之内 利一	松山市太山寺町1390
"	山先 久志	松山市古川北二丁目6-31

監 事	小笠原 謙 二	松山市勝岡町2543
"	上 森 實	松山市太山寺町1108 - 10
"	鵜 高 晴 耕	松山市太山寺町1548

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	森 田 克 己	松山市太山寺町1733 - 4
"	岡 本 成 峰	松山市勝岡町2550
"	渡 部 逸 人	松山市太山寺町1481 - 1
"	木 本 健 郎	松山市太山寺町1865 - 1
"	鵜 高 晴 耕	松山市太山寺町1548
"	山 崎 讓 二	松山市太山寺町1326 - 1
"	門 間 修 二	松山市太山寺町570 - 2
"	武 智 清 二	松山市太山寺町541
"	須之内 勝	松山市太山寺町1409 - 2
"	山 口 数 廣	松山市太山寺町2281 - 3
"	山 先 久 志	松山市古川北二丁目 6 - 31
"	藤 井 公 平	松山市勝岡町2676
監 事	小笠原 謙 二	松山市勝岡町2543
"	山 田 康 人	松山市太山寺町1363
"	上 森 實	松山市太山寺町1108 - 10

○愛媛県告示第28号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、松山市西石井土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和元年 5月10日

愛媛県中予地方局長 尾 崎 幸 朗

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	西 岡 洋 司	松山市西石井四丁目 8 - 29
"	白 石 惠 三	松山市西石井五丁目 5 - 28
"	白 石 壽 穂	松山市西石井五丁目 9 - 30
"	渡 部 晴 幸	松山市西石井五丁目 9 - 10
"	白 石 昌 光	松山市西石井六丁目14 - 27
"	八 束 近 人	松山市西石井一丁目 2 - 27
"	永 井 浩 昭	松山市西石井六丁目 9 - 10
"	渡 部 正 三	松山市西石井五丁目10 - 22
監 事	白 石 英 明	松山市西石井五丁目14 - 33
"	前 田 和 幸	松山市西石井四丁目 4 - 21

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	永 井 寛 幸	松山市西石井六丁目15 - 5
"	西 岡 耕 一	松山市西石井二丁目 2 - 17
"	関 谷 紘一郎	松山市西石井一丁目 6 - 41
"	八 束 近 人	松山市西石井一丁目 2 - 27
"	渡 部 晴 幸	松山市西石井五丁目 9 - 10
"	西 岡 洋 司	松山市西石井四丁目 8 - 29

"	白 石 惠 三	松山市西石井五丁目 5 - 28
"	白 石 壽 穂	松山市西石井五丁目 9 - 30
監 事	宮 内 賢 二	松山市西石井六丁目 5 - 37
"	前 田 和 幸	松山市西石井四丁目 4 - 21

○愛媛県告示第29号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、松山市畑寺土地改良区から次のとおり役員が氏名を変更した旨の届出があった。

令和元年 5月10日

愛媛県中予地方局長 尾 崎 幸 朗

役員の種類	氏 名	
	変 更 前	変 更 後
理 事	高 田 敏 充	高 田 敏 充

○愛媛県告示第30号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、松山市太山寺土地改良区から次のとおり役員が氏名を変更した旨の届出があった。

令和元年 5月10日

愛媛県中予地方局長 尾 崎 幸 朗

役員の種類	氏 名	
	変 更 前	変 更 後
理 事	山 口 数 広	山 口 数 廣

○愛媛県告示第31号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、松山市畑寺土地改良区から次のとおり役員が氏名及び住所を変更した旨の届出があった。

令和元年 5月10日

愛媛県中予地方局長 尾 崎 幸 朗

役員の種類	変 更 前		変 更 後	
	氏 名	住 所	氏 名	住 所
理 事	森川 恵克	松山市畑寺一丁目 1 - 6	森川 恵克	松山市畑寺一丁目 1 - 5

○愛媛県告示第32号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第17項の規定により、道前後土地改良区連合から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

令和元年 5月10日

愛媛県中予地方局長 尾 崎 幸 朗

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	白 石 勝 也	伊予郡松前町大字南黒田606番地
"	池 川 和 裕	東温市見奈良336番地 1
"	城 石 好 博	伊予市下三谷1561番地 1

○愛媛県告示第33号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 令和元年 5月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
主要地方道	小田河辺大洲線	大洲市肱川町山鳥坂375番3から 同町山鳥坂371番まで	旧	メートル 4.2～5.3	キロメートル 0.034	
			新	6.1～13.0	0.034	

○愛媛県告示第34号

道路法（昭和27年法律180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 令和元年 5月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	宇和野村線	西予市野村町河西1167番2から 同町河西1119番3まで	旧	メートル 10.0～80.0	キロメートル 0.209	
			新	10.0～67.0	0.209	

○愛媛県告示第35号

道路法（昭和27年法律180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 令和元年 5月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
一 般 国 道	441号	西予市野村町野村10号370番3から 同町野村10号482番4まで	旧	メートル 7.8～34.4	キロメートル 0.390	
		西予市野村町野村10号262番1地先から 同町野村10号156番1まで	新	13.5～41.6	0.391	

訓 令

○愛媛県訓令第1号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

愛媛県保健所処務規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。
 令和元年 5月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県保健所処務規程等の一部を改正する訓令

（愛媛県保健所処務規程の一部改正）

第1条 愛媛県保健所処務規程（昭和26年愛媛県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表（第4条、第8条関係） 所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項	別表（第4条、第8条関係） 所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分	
			所長	課長
健康増進課	1～4 省略			
	5 健康増進法（平成14年法律第103号）の施行に関する事務	1 省略		
		2 受動喫煙防止に関すること。		
		(1) 喫煙中止命令及び退出命令（第25条の5第2項）	—	
		(2) 指導及び助言（第25条の7）	—	
		(3) 措置の勧告（第25条の8第1項）	—	
		(4) 勧告に従わない旨の公表（第25条の8第2項）	—	
		(5) 勧告に係る措置命令（第25条の8第3項）	—	
(6) 報告の徴収及び立入検査（第25条の9第1項）	—			
(7) 省略				
6・7 省略				

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分	
			所長	課長
健康増進課	1～4 省略			
	5 健康増進法（平成14年法律第103号）の施行に関する事務	1 省略		
		2 受動喫煙防止に関すること。		
		(1) 省略		
6・7 省略				

（愛媛県地方局事務決裁規程の一部改正）

第2条 愛媛県地方局事務決裁規程（昭和55年愛媛県訓令第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前					
別表第3（第4条関係） 局長の権限に属する健康福祉環境部関係事務に係る特定決裁事項					別表第3（第4条関係） 局長の権限に属する健康福祉環境部関係事務に係る特定決裁事項					
組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			局長	専決者 部長 課長				局長	専決者 部長 課長	
健康増進課	1・2 省略				健康増進課	1・2 省略				
	3 健康増進法の施行に関する事務	1～3 省略				3 健康増進法の施行に関する事務	1～3 省略			
		4 身分を示す証明書の交付（第25条の9第2項）	—							
4～6 省略					4～6 省略					

（愛媛県地方局処務規程の一部改正）

第3条 愛媛県地方局処務規程（昭和56年愛媛県訓令第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(地方局長に対する事務の委任)</p> <p>第13条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 地方局長に委任する事務のうち、健康福祉環境部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(77) 省略</p> <p><u>(77)の2 健康増進法第25条の9第2項の規定に基づく身分を示す証明書の交付に関すること。</u></p> <p>(78)～(101) 省略</p> <p>4～6 省略</p>	<p>(地方局長に対する事務の委任)</p> <p>第13条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 地方局長に委任する事務のうち、健康福祉環境部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(77) 省略</p> <p>(78)～(101) 省略</p> <p>4～6 省略</p>

附 則

この訓令は、令和元年7月1日から施行する。

公 告

○公 告

登録販売者試験の実施について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第36条の8第1項の規定により、令和元年登録販売者試験を次のとおり実施する。

令和元年5月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 試験の日時
令和元年10月24日（木）午前10時30分
- 2 試験の場所
愛媛県庁（愛媛県松山市一番町四丁目4-2）、愛媛県薬剤師会館（愛媛県松山市三番町七丁目6-9）及び松山市教育研修センター（愛媛県松山市文京町2番地1）（試験の場所は、受験票により通知する。）
- 3 受験申請書の提出期間
令和元年7月16日（火）から7月29日（月）まで。
ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。
- 4 受験申請書の提出先
県内居住者については住所地を管轄する保健所（松山市の区域にあっては、中予保健所）と、県外居住者については愛媛県保健福祉部健康衛生局薬務衛生課とする。

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和元年5月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 入札に付する事項
 - (1) 件名
情報通信ネットワークシステムの賃貸借及び通信回線サービスの調達
 - (2) 調達役務及び数量
情報通信ネットワークシステムの賃貸借及び通信回線サービスの調達 一式
 - (3) 調達役務の内容等

入札説明書及び仕様書による。

- (4) 契約期間
令和2年1月1日から令和6年12月31日まで
- (5) 借入場所
入札説明書及び仕様書による。
- (6) 入札方法
入札金額は、1月当たりの借入代金を記載すること。
また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
知事の審査を受け、営業種別「その他」について、平成29・30・31年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 契約期間の開始までに確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
 - (3) 借入物品の修理に係る体制が整備されていることを証明した者であること。
 - (4) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- 3 入札書の提出場所等
 - (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
愛媛県警察本部警務部会計課調度第二係
〒790 8573
愛媛県松山市南堀端町2番地2
電話 (089)934 0110
 - (2) 入札書の受領期限
令和元年6月19日（水）午後3時00分
 - (3) 入札説明書の交付方法
(1)に掲げる場所で交付する。

- (4) 開札の日時及び場所
令和元年 6月19日（水）午後 3時00分
愛媛県警察本部 2階 聴聞室
- 4 その他
 - (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金
愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。
 - (3) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を、提出しなければならない。
なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
 - (4) 事前提出書類の受領期限
公告の日から令和元年 6月10日（月）午後 5時15分まで。
 - (5) 入札の無効
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効

- とする。
- (6) 契約書作成の要否
要
- (7) 落札者の決定方法
この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (8) その他
詳細は、入札説明書による。
- 5 Summary
 - (1) Nature and quantity of the product to be leased: Information Network System and Communication Line Service , 1 set
 - (2) Time limit of tender: 3:00 p.m . , 19 , June , 2019
 - (3) For further information , please contact: Supplies Procurement Section , Finance Division , Administration Department , Ehime Prefectural Police Headquarters , 2 2 Minamihoribatacho , Matsuyama , Ehime 790 8573 Japan
TEL 089 934 0110

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則13 - 182

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年 5月10日

愛媛県人事委員会委員長 宇都宮 嘉 忠

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（愛媛県人事委員会規則13 - 16）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表（第2条、第3条関係）		別表（第2条、第3条関係）	
機 関	職	機 関	職
省略		省略	
知 事 部 局	本庁 部長 営業本部長 防災安全統括部長 局長 営業副本部長 医療政策監 技術監 営業本部マネージャー サイクリング普及調整監 危機管理監 環境技術専門監 原子力安全対策推進監 医監 高速道路推進監 技幹 課長 室長 課長補佐 所長 主幹 営業主幹 専門員（秘書課及び財政課に属するもの並びに人事係、組織定員係、人材育成係、給与係及び法令係が所掌する事務の全部又は一部を専門事項とするものに限る。） 秘書 検査班長 船長 主計係長 調整管理係長 人事係長 組織定員係長 人材育成係長 給与係長 福利健康係長 共済・年金係長 広報係長 報道係長 広聴・相談係長 法令係長 表彰係長 担当係長（秘書課及び総合政策課に属するもの（総合政策課にあつては、プロ	本庁 部長 営業本部長 防災安全統括部長 局長 営業副本部長 医療政策監 技術監 営業本部マネージャー サイクリング普及調整監 危機管理監 環境技術専門監 原子力安全対策推進監 医監 高速道路推進監 技幹 課長 室長 課長補佐 所長 主幹 営業主幹 専門員（秘書課及び財政課に属するもの並びに人事係、組織定員係、人材育成係、給与係及び法令係が所掌する事務の全部又は一部を専門事項とするものに限る。） 秘書 検査班長 船長 主計係長 調整管理係長 人事係長 組織定員係長 人材育成係長 給与係長 福利健康係長 共済・年金係長 広報係長 報道係長 広聴・相談係長 法令係長 表彰係長 担当係長（秘書課及び総合政策課に属するもの（総合政策課にあつては、プロ	

		モーション戦略室及び調整管理係に属するものを除く。)、予算、庁舎管理及び庁内働き方改革の推進を担当するもの並びに人事係、給与係及び福利健康係が所掌する事務の一部を管理するものに限る。)主任(秘書課及び財政課並びに人事係、組織定員係、人材育成係、給与係及び法令係に属するものに限る。)主事(秘書課及び財政課並びに人事係、組織定員係、人材育成係、給与係及び法令係に属するものに限る。)	
出先機関	本局	局長 部長 建設技術監 保健統括監 医監 技幹 農業普及振興監 復興監 課長 室長 課長補佐 主幹 納税班長 総務係長 地域政策課企画調整係長	
	省略		
	省略		
	産業技術専門校	省略	
	省略		
省略			
備考		省略	

		モーション戦略室及び調整管理係に属するものを除く。)、予算及び庁舎管理_____を担当するもの並びに人事係、人材育成係、福利健康係及び法令係が所掌する事務の一部を管理するものに限る。)主任(秘書課及び財政課並びに人事係、組織定員係、人材育成係、給与係及び法令係に属するものに限る。)主事(秘書課及び財政課並びに人事係、組織定員係、人材育成係、給与係及び法令係に属するものに限る。)	
出先機関	本局	局長 部長 建設技術監 保健統括監 医監 技幹 農業普及振興監_____ 課長 室長 課長補佐 主幹 納税班長 総務係長 地域政策課企画調整係長 担当係長 (総務係に属するものうち、人事及び給与に関する事務を管理するものに限る。)	
	省略		
	省略		
	高等技術専門校	省略	
	省略		
省略			
備考		省略	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会公告

○愛媛県人事委員会公告第2号

令和元年度愛媛県職員採用候補者(上級)試験公告

令和元年5月10日

愛媛県人事委員会

〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁内
 電話(089)912-2826
 愛媛県職員採用情報ホームページ <https://www.pref.ehime.jp/employment/>

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験は、次の試験区分ごとに行いますが、このうち希望するいずれか一つについて受験の申込みができます。

なお、申込み後の試験区分の変更はできません。

(1) 事務職

試験区分	採用予定人員	職務内容
行政事務A	71人程度	知事部局、公営企業管理局等の本庁又は地方機関に勤務し、一般行政事務に従事します。
行政事務B	5人程度	
行政事務(情報)	2人程度	知事部局、公営企業管理局等の本庁又は地方機関に勤務し、その専門的知識を生かして一般行政事務に従事します。
学校事務	18人程度	教育委員会事務局の本庁若しくは地方機関、県立学校又は公立小・中学校に勤務し、学校等に関する事務に従事します。
警察事務	9人程度	警察本部又は警察署に勤務し、警察事務に従事します。

(2) 技術職

試験区分	採用予定人員	職 務 内 容	
総合土木	20人程度	知事部局又は公営企業管理局の本庁又は地方機関に勤務し、道路、河川、砂防、港湾、都市計画、土地改良、農村環境基盤整備等に関する計画、設計、施工監理等の業務に従事します。	
建 築	2人程度	知事部局の本庁又は地方機関に勤務し、建築・住宅等に関する計画、指導、建築設計、施工監理等の業務に従事します。	
農 業	12人程度	知事部局の本庁又は地方機関に勤務し、農業の振興、農業技術・農業経営の普及指導、農産物のブランド化・販売促進、農業に関する試験研究等の業務に従事します。	
畜 産	2人程度	知事部局の本庁又は地方機関に勤務し、畜産の振興、畜産物のブランド化・販売促進、家畜の改良増殖、畜産に関する試験研究等の業務に従事します。	
林 業	6人程度	知事部局の本庁又は地方機関に勤務し、林業の振興、林業技術・林業経営の普及指導、林産物のブランド化・販売促進、森林整備の推進、治山林道事業、林業に関する試験研究等の業務に従事します。	
水 産	3人程度	知事部局の本庁又は地方機関に勤務し、水産業の振興、水産技術・水産経営の普及指導、水産物のブランド化・販売促進、水産に関する試験研究等の業務に従事します。	
電 気 ・ 電 子	3人程度	知事部局又は公営企業管理局の本庁又は地方機関に勤務し、発電施設等の県有施設的设计・施工・維持管理、情報通信等に関する試験研究等の業務に従事します。	
化 学	3人程度	知事部局の本庁又は地方機関に勤務し、公害防止、原子力安全対策、工業技術・環境に関する試験研究等の業務に従事します。	
職業訓練 指導員	メカトロ ニクス	1人程度	知事部局の本庁又は産業技術専門学校等の地方機関に勤務し、メカトロニクス機器の操作・組立て・制御、OA機器の操作等に関する専門的知識を生かして職業訓練指導等の業務に従事します。
	染 色	1人程度	知事部局の本庁又は産業技術専門学校等の地方機関に勤務し、染色、織物、デザイン等に関する専門的知識を生かして職業訓練指導等の業務に従事します。
薬 剤 師	13人程度	知事部局又は公営企業管理局の本庁又は地方機関に勤務し、薬事・医薬品製造・食品衛生等に関する指導、医薬品の調剤・製剤、衛生・環境に関する試験研究等の業務に従事します。	
福 祉	7人程度	知事部局の本庁又は福祉総合支援センター、えひめ学園、子ども療育センター等の地方機関に勤務し、相談、指導等児童福祉司としての業務や入所児の自立支援業務等の福祉関係業務に従事します。	
心 理	3人程度	知事部局又は公営企業管理局の本庁又は福祉総合支援センター等の地方機関に勤務し、児童、保護者等や障がい者に対するカウンセリング、心理療法、判定、相談、指導等の業務に従事します。	
保 健 師	6人程度	知事部局の本庁又は保健所等の地方機関に勤務し、地域保健福祉に関する業務に従事します。	
保 健 師 (警 察)	1人程度	警察本部又は警察学校に勤務し、職員の健康管理に関する業務に従事します。	

2 受験資格

(1) 年齢等については、次に該当する者

試験区分	受 験 資 格
下記以外の 試験区分	次のいずれかに該当する者 ア 昭和60年4月2日から平成10年4月1日（保健師及び保健師（警察）については、平成11年4月1日）までに生まれた者 イ 平成10年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）若しくはこれと同等と人事委員会が認めるもの（以下「大学等」という。）を卒業した者又は大学等を令和2年3月末日までに卒業する見込みの者
行政事務B	次のいずれかに該当する者 ア 平成4年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた者 イ 平成10年4月2日以降に生まれた者で、大学等を卒業した者又は大学等を令和2年3月末日までに卒業する見込みの者

(2) 日本の国籍を有する者（保健師は除く。）

(3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれにも該当しない者

(4) 職業訓練指導員、薬剤師、福祉、心理、保健師及び保健師（警察）については、次に該当する者

試験区分	受 験 資 格	
職業訓練 指導員	メカトロ ニクス	職業訓練指導員（メカトロニクス科）の免許を有する者又は令和2年3月末日までにこの免許を取得する見込みの者
	染 色	職業訓練指導員（染色科）の免許を有する者又は令和2年3月末日までにこの免許を取得する見込みの者
薬 剤 師	薬剤師の免許を有する者又は令和2年5月末日までにこの免許を取得する見込みの者	

福 祉	児童福祉司かつ児童自立支援専門員の資格を有する者又は令和2年3月末日までにこの資格を取得する見込みの者
心 理	学校教育法による大学（短期大学を除く。）において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者（令和2年3月末日までに卒業する見込みの者を含む。）又はこれに準ずる資格を有すると人事委員会が認める者
保 健 師 保 健 師（ 警 察 ）	保健師の免許を有する者又は令和2年4月末日までにこの免許を取得する見込みの者

本試験と令和元年度愛媛県職員採用候補者（民間企業等経験者）試験との併願はできません。

本試験と同一日に愛媛県人事委員会が試験を実施する他の職員採用候補者試験との併願はできません。

3 試験の日時、受験地、試験会場

区 分	日 時	受験地	試 験 会 場	試 験 区 分
第 1 次 試 験	令和元年6月23日（日曜日） (1) 事務職 受付開始 午前8時 着 席 午前9時 試 験 【下記以外】午前9時～午後3時30分 【行政事務B】午前9時～午後1時 (2) 技術職 受付開始 正午 着 席 午後1時 試 験 午後1時～午後3時30分	松山	松山大学 文京キャンパス 2号館 (松山市文京町4番地2)	行政事務A 行政事務B 学校事務 警察事務
			いづれかを受験票で指定します。 ・松山大学 文京キャンパス 2号館 (松山市文京町4番地2) ・愛媛県庁 (松山市一番町四丁目4番地2)	上記以外
		東京	中央大学 後楽園キャンパス5号館(理工学部) (東京都文京区春日一丁目13番27号)	全試験区分
		大阪	大阪教育大学 天王寺キャンパス西館 (大阪府大阪市天王寺区南河堀町四丁目88番)	全試験区分
受付時間（午前8時～午前8時45分又は正午～午後0時45分）に遅刻した場合は受験できません。 受験地は松山、東京、大阪の中から順位付けして申し込んでください。東京、大阪を第1希望とした場合、各受験地の申込者数の状況によって、第2希望以下の受験地を指定する場合がありますので、あらかじめご了承ください。 受験地が松山で、行政事務A・行政事務B・学校事務・警察事務以外の方は、試験会場を受験票で指定します。				
第 2 次 試 験	7月中旬から8月上旬に松山市内で実施予定です。 詳細は、第1次試験合格者に通知します。			

4 試験の方法等

各試験区分の試験内容及び配点

	第1次試験				第1次試験 合計得点
	教 養 試 験	専 門 試 験	基 礎 能 力 検 査	自 己 ア ピ ー ル 試 験	
下 記 以 外 の 試 験 区 分	(50点)	(40点)	-	-	90点
行 政 事 務 B	-	-	(50点)	(40点)	90点
技 術 職	-	(90点)	-	-	90点

	第2次試験						第2次試験 合計得点
	口述試験				作 文 試 験	適 性 検 査	
	個 別 面 接	集 団 面 接	集 団 討 論	配 点			
下 記 以 外 の 試 験 区 分		-		290点	50点		340点
行 政 事 務 B				340点	-		340点
技 術 職		-		290点	50点		340点

は受験する試験・検査種目、 は検査種目ではあるが、配点のないもの。

各試験の実施方法

(1) 試験は、第 1 次試験及び第 2 次試験とし、次のとおり行います。

なお、第 2 次試験は、第 1 次試験合格者に対して行います。

区分	試験・検査種目	試験の内容
第 1 次試験	教 養 試 験	大学卒業程度の一般的知識及び知能について、筆記試験を行います。(択一式50題、解答時間 2 時間30分)
	専 門 試 験	各試験区分に応じて大学卒業程度の専門的知識及び技能について、筆記試験を行います。(択一式40題、解答時間 2 時間) なお、試験の出題分野は、おおむね別表のとおりです。
	基 礎 能 力 検 査	多様な業務に共通して求められる汎用的な知的能力についての筆記試験を行います。(多肢選択式、解答時間 1 時間50分)
	自己アピール試験	自らの経験や意欲等をアピールする記述試験を行います。(解答時間 1 時間)
第 2 次試験	口 述 試 験	人物について総合的に評定するため、個別面接、集団面接及び集団討論の中から口述試験を行います。
	作 文 試 験	識見、思考力、表現力等について、作文試験を行います。(課題 1 題、解答時間 1 時間)
	適 性 検 査	職務遂行に必要な適性について、検査を行います。

(2) 第 1 次試験合格者は、各試験・検査種目の合計得点の高い順に決定します。ただし、各試験・検査種目のうち、一定の基準に達しない種目がある場合には、合計得点にかかわらず不合格となります。

(3) 最終合格者は、第 1 次試験の得点と第 2 次試験の得点を合計した総合得点の高い順に決定します。ただし、第 2 次試験の各試験・検査種目のうち、一定の基準に達しない種目がある場合には、総合得点にかかわらず不合格となります。

(4) 教養及び専門試験の例題と前年度に出題した集団討論及び作文試験の課題を、愛媛県職員採用情報ホームページ(以下「ホームページ」という。)に掲載しています。

また、愛媛県人事委員会事務局等において閲覧することもできます。

5 合格発表

	試験区分	時 期	方 法
第 1 次試験合格発表	行政事務 B 以外	7月上旬	合格者の受験番号を愛媛県庁前掲示板に掲示するほか、ホームページにも掲載します。
	行 政 事 務 B	7月中旬	
第 2 次試験合格発表	全 試 験 区 分	8月中旬	

第 1 次試験の合格発表日は、第 1 次試験当日にお知らせします。

6 受験申込み

(1) 受験の申込みは、ホームページから「愛媛県採用試験受験申込システム」(以下「システム」という。)にアクセスし、画面の指示に従って全ての必要項目を入力の上、受付期間中に送信してください。

なお、受付期間は次のとおりです。

令和元年 5月13日(月) 午前 8 時30分から 5月31日(金) 午後 5 時15分まで

原則、郵送や持参による申込みは受け付けできませんが、インターネットにより申し込むことができない特段の事情がある場合には、5月24日(金)までに愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。

(2) 申込みは「事前登録」と「本申込み」の 2 段階方式となっています。まず、事前登録を行い ID 番号とパスワードを取得した後、受付期間中にシステムのマイページにログインして本申込みを行ってください。(ID 番号とパスワードは受験票の印刷等、以後の手続きに必要ですので、必ず控えておいてください。)

(3) 本申込みの受付が完了したら、登録されたメールアドレス宛に「申込み完了のお知らせ」の電子メールを自動送信します。この電子メールが届かない場合は、必ず受付期間中に愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。

(4) 申込方法等に関する問い合わせは、受付期間中の午前 8 時30分から午後 5 時15分まで(ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く。)受け付けます。(原則、電話で愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。)

(5) 受付期間内に申込みが完了しなかった場合は、受験できません。(受付期間中は、24時間申込みを受け付けますが、保守点検作業等のためシステムを停止する場合がありますほか、受付期間終了の直前は、システムが混み合うおそれがあるので、余裕を持って申込みを行ってください。)

なお、使用される機器や通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。

7 受験票の交付

- (1) 受験申込受付締切後に登録されたメールアドレス宛に「受験票交付のお知らせ」の電子メールを送信します。6月14日（金）までに電子メールが届かない場合には、愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。
- (2) 「受験票交付のお知らせ」の電子メールが届いたら、システムのマイページにログインし、受験票をダウンロードして印刷してください。
- (3) 印刷した受験票は、記載されている事項を確認し、確認した年月日を記入の上、申込者本人が署名して第1次試験受験の際に必ず持参してください。

8 合格から採用まで

- (1) この試験の最終合格者は、愛媛県職員採用候補者として、試験区分ごとに作成する採用候補者名簿（以下「名簿」という。）に記載されます。
この名簿は、原則として、令和2年4月以降の採用に対するもので、その有効期間は、名簿に記載された日（合格通知書に記載）から1年間です。
- (2) 採用は、名簿に記載された者のうちから任命権者（知事、公営企業管理者、教育委員会、警察本部長等）がそれぞれ選考を行い、決定します。したがって、名簿に記載された者が全て採用されるとは限りません。
- (3) 職業訓練指導員、薬剤師、福祉、心理、保健師及び保健師（警察）については、所定の時期までに免許又は資格を取得しなかった場合は、採用されません。
- (4) 日本の国籍を有しない者については、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職以外の職に任用されます。

9 給与

初任給は、職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）等の規定により、原則として、次のとおり支給され、このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

試 験 区 分	現 行 給 料 月 額
行政事務A、行政事務B、行政事務（情報）、学校事務、警察事務、総合土木、建築、農業、畜産、林業、水産、電気・電子、化学、職業訓練指導員（メカトロニクス、染色）、福祉、心理、保健師（警察）	行政職給料表1級29号給 188,136円
薬剤師（4年制課程卒業）	医療職給料表□2級5号給 194,166円
薬剤師（6年制課程卒業）	医療職給料表□2級19号給 216,376円
保健師	医療職給料表□2級15号給 217,482円

学歴や職歴などに応じて、一定の基準により加算される場合があります。

10 試験結果の開示

この試験の結果については、愛媛県個人情報保護条例（平成13年愛媛県条例第41号）第29条第1項の規定に基づき、口頭により開示を請求することができます。開示を請求する場合は、受験者本人が、本人であることを確認できる顔写真付きの書類（学生証、運転免許証等）を持参の上、午前8時30分（合格発表当日は、合格発表後）から午後5時15分までの間に、愛媛県人事委員会事務局へ直接お越しください。（ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の開庁日は受付できません。）

なお、電話、はがき等による開示の請求はできませんので、注意してください。

開示請求できる人	開 示 内 容	開示期間	開 示 場 所
第1次試験不合格者	第1次試験の試験・検査種目別得点、合計得点及び順位（ただし、一定の基準に達しない試験・検査種目がある場合は、順位に代えて当該試験・検査種目名）	第1次試験合格発表の日から1月間	愛媛県人事委員会事務局
第2次試験受験者	第1次試験の試験・検査種目別得点、合計得点及び順位並びに第2次試験の試験種目別得点、総合得点及び総合順位（ただし、第2次試験で一定の基準に達しない試験・検査種目がある場合は、総合順位に代えて当該試験・検査種目名）	第2次試験合格発表の日から1月間	

11 その他

心身の機能の障がいにより、受験時に配慮を必要とする場合は、受付期間内に愛媛県人事委員会事務局へ申し出てください。ただし、内容によってはお応えできないことがあります。

台風などの自然災害等により、やむを得ず試験の日程・開始時刻を変更することがあります。
また、一部の会場で変更の措置があった場合、すべての会場で同様の措置をとる場合があります。変更がある場合は、システム及び受験申込受付締切時に登録されたアドレス宛のメールにてお知らせします。

別表(4関係)

専門試験の出題分野

試験区分	出題分野
行政事務A 学校事務 警察事務	政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学、経営学、財政学、社会政策、国際関係
行政事務 (情報)	政治学、行政学、憲法、行政法、民法、経済学、数学・物理、電子工学、情報・通信工学、情報処理論、コンピューターネットワーク
総合土木	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、都市計画、土木計画、農業水利・土地改良・農村環境整備、農業土木構造物、材料・施工
建築	数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画、都市計画、建築設備、建築施工
農業	栽培学汎論、作物学、園芸学、育種遺伝学、植物病理学、昆虫学、土壤肥料学、植物生理学、畜産一般、農業経済一般
畜産	家畜育種学、家畜繁殖学、家畜生理学、家畜飼養学、家畜栄養学、飼料学、家畜管理学、畜産物利用学、畜産経営一般
林業	森林政策・森林経営学、造林学(森林生態学、森林保護学を含む)、林業工学、林産一般、砂防工学
水産	水産事情・水産経済・水産法規、水産環境科学、水産生物学、水産資源学、漁業学、増養殖学、水産化学、水産利用学
電気・電子	数学・物理、電磁気学・電気回路、電気計測・制御、電気機器・電力工学、電子工学、情報・通信工学
化学	数学・物理、物理化学、分析化学、無機化学・無機工業化学、有機化学・有機工業化学、化学工学
職業訓練 指導員	メカトロ ニクス 数学・物理、制御工学、機械工学、電子工学、材料工学、安全衛生、機械システム設計、電気システム設計、製造法 (共通分野)職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導、職業訓練関係法規
	染色 一般化学、織物、染色、安全衛生、染色デザイン、染色法、整理法
薬剤師	物理・化学・生物、衛生、薬理、薬剤、病態・薬物治療、法規・制度
福祉	社会福祉概論(社会保障を含む)、社会学概論、心理学概論(社会心理学を含む)、社会調査
心理	一般心理学(心理学史、発達心理学、社会心理学を含む)、応用心理学(教育心理学、産業心理学、臨床心理学)、調査・研究方法、統計学
保健師 保健師(警察)	公衆衛生看護学、疫学、保健統計学、保健医療福祉行政論

○愛媛県人事委員会公告第3号

令和元年度愛媛県職員採用候補者(民間企業等経験者)試験公告

令和元年5月10日

愛媛県人事委員会

〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁内

電話(089)912-2826

愛媛県職員採用情報ホームページ <https://www.pref.ehime.jp/employment/>

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分	採用予定人員	職務内容
行政事務	5人程度	知事部局、公営企業管理局等の本庁又は地方機関に勤務し、一般行政事務に従事します。
総合土木	8人程度	知事部局又は公営企業管理局の本庁又は地方機関に勤務し、道路、河川、砂防、港湾、都市計画、土地改良、農村環境基盤整備等に関する計画、設計、施工監理等の業務に従事します。
林業	2人程度	知事部局の本庁又は地方機関に勤務し、林業の振興、林業技術・林業経営の普及指導、林産物のブランド化・販売促進、森林整備の推進、治山林道事業、林業に関する試験研究等の業務に従事します。

2 受験資格

次の全ての要件を満たす者が受験できます。

- (1) 昭和55年 4 月 2 日から平成10年 4 月 1 日までに生まれた者
- (2) 日本の国籍を有する者
- (3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれにも該当しない者
- (4) 職務経験については、次に該当する者

試 験 区 分	受 験 資 格
行 政 事 務	民間企業等における職務経験を 5 年以上（令和元年 5 月末日現在）有する者
総 合 土 木 業 林	愛媛県外に本社を置く民間企業等における職務経験を 5 年以上（令和元年 5 月末日現在）有する者

なお、職務経験に係る留意事項は、次のとおりです。

- ア 「民間企業等における職務経験」には、会社員、団体職員、公務員、自営業者等として、一つの企業又は団体等で 1 年以上継続して就業（1 週間当たりの所定労働時間が30時間以上のものに限る。）していた期間が該当します。
- イ 職務経験が複数ある場合は、通算することができます。ただし、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一つの職務経験のみ通算することができます。
- ウ 雇用契約の期間が 1 年未満の場合であっても、継続して就業した後に雇用期間が更新され、同一の職務に継続して従事した場合であって、更新前後の就業期間を合算して 1 年以上となる場合は、その期間を通算することができます。
- エ 休暇・休業・退職等のため、連続して 1 か月を超えて職務に従事していない期間（産前産後休暇を除く。）は、職務経験に通算することができません。
- オ 職務経験は、月単位で算定します。従事期間が 1 月未満の月については、15 日以上は 1 月として計算し、14 日以下は切り捨てることとします。
- カ 愛媛県の職員（警察官や教員のほか、任期付職員、臨時職員等を含む。）であった期間は、職務経験に含めることはできません。
- キ 独立行政法人国際協力機構（JICA）が実施する国際貢献活動（青年海外協力隊等）は、1 年以上継続して活動に従事した場合に限り、職務経験に含めることができます。

本試験と令和元年度愛媛県職員採用候補者（上級）試験との併願はできません。

3 試験日程、試験会場及び合格発表

(1) 行政事務

区 分	試 験 日	試験会場	合格発表	備 考
第 1 次試験	-	-	7 月 25 日（木）	第 1 次試験は書類選考です。
第 2 次試験	8 月 23 日（金）～ 25 日（日）	愛媛県庁	9 月上旬	詳細は、第 1 次試験合格者に通知します。
第 3 次試験	9 月 23 日（月・祝）	愛媛県庁	10 月中旬	詳細は、第 2 次試験合格者に通知します。

(2) 総合土木、林業

区 分	試 験 日	試験会場	合格発表	備 考
第 1 次試験	-	-	7 月 25 日（木）	第 1 次試験は書類選考です。
第 2 次試験	第 1 試験日	8 月 23 日（金）	愛媛県庁	9 月中旬 詳細は、第 1 次試験合格者に通知します。 試験会場は、いずれかの会場を希望することができます。第 1 試験日の県外指定会場は、全国 7 都市（東京、大阪、名古屋、札幌、仙台、福岡、広島）に開設する予定です。
		7 月下旬～ 8 月中旬の指定期間内に受験者が選択する日	県 外 指定会場	
	第 2 試験日	8 月 31 日（土）	愛媛県庁	
		9 月 1 日（日）	東京都内 指定会場	

第 2 次試験の第 2 試験日試験会場は、希望会場を順位付けして申し込むことができますが、東京都内指定会場はスペースに限りがあるため、申込状況により愛媛県庁を指定する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

合格発表は、合格者の受験番号を愛媛県庁前掲示板に掲示するほか、愛媛県職員採用情報ホームページ（以下「ホームページ」という。）にも掲載します。

4 試験の方法等

(1) 第1次試験(エントリーシート)について

ア エントリーシートは、ホームページに掲載された所定の様式(Excel形式)をダウンロードし、必要事項を入力の上、受験申込み時にインターネットにより提出(システムから入力済みの電子ファイルをアップロード)してください。(一旦提出されたエントリーシートの内容変更や差し替えは、一切認めません。)

イ 提出されたエントリーシートが次のいずれかに該当する場合は、採点を行わず、不合格とします。

(ア) 記載内容に虚偽又は不正があると認めた場合

(イ) 所定の様式又はファイル形式以外(愛媛県人事委員会事務局のパソコンで正常にファイルを展開できない場合を含む。)の場合

ウ 第1次試験の合格者は、エントリーシートの得点の高い順に決定します。ただし、一定の基準に達しない場合には、得点にかかわらず不合格となります。

エ エントリーシートは、第2次試験以降の試験においても、参考資料として使用します。

(2) 行政事務

試験は、第1次試験、第2次試験及び第3次試験とし、次のとおり行います。

区 分	試験・検査種目	配 点	試 験 の 内 容
第1次試験	エントリーシートによる書類選考	100点	民間企業等における経験・実績や県行政に対する意欲等について、受験申込み時に提出されたエントリーシートにより審査します。
第2次試験	プレゼンテーション試験	150点	はじめに受験者から民間企業等における経験・実績や県行政に対する意欲等について、プレゼンテーション(10分間程度)をしていただき、その内容を踏まえた個別面接を行います。
	論文試験	50点	課題の理解力、思考力、文章表現力等について、筆記試験を行います。(課題1題、解答時間1時間30分)
	適性・基礎能力検査	-	職務遂行に必要な適性等について、検査を行います。
第3次試験	口述試験	240点	人物について総合的に評定するため、個別面接を行います。

ア 第2次試験のプレゼンテーション試験では、各受験者に資料を使って説明していただきます。

資料は、A4サイズの用紙2枚以内(片面印刷)で作成の上、プレゼンテーション試験の当日、10部持参してください。

イ 第2次試験の合格者は、プレゼンテーション試験と論文試験の合計得点の高い順に決定します。ただし、第2次試験の各試験・検査種目のうち、一定の基準に達しない種目がある場合には、合計得点にかかわらず不合格となります。

ウ 最終合格者は、第3次試験(口述試験)の得点の高い順に決定します。ただし、一定の基準に達しない場合には、得点にかかわらず不合格となります。

エ 前年度に出題した論文試験の課題をホームページに掲載しています。

また、愛媛県人事委員会事務局等において閲覧することもできます。

(3) 総合土木、林業

試験は、第1次試験及び第2次試験とし、次のとおり行います。

区 分	試験・検査種目	配 点	試 験 の 内 容
第1次試験	エントリーシートによる書類選考	100点	民間企業等における経験・実績や県行政に対する意欲等について、受験申込み時に提出されたエントリーシートにより審査します。
第2次試験	適性・基礎能力検査	-	職務遂行に必要な適性等について、検査を行います。
	口述試験	240点	人物について総合的に評定するため、個別面接を行います。

最終合格者は、第2次試験(口述試験)の得点の高い順に決定します。ただし、第2次試験の試験・検査種目のうち、一定の基準に達しない種目がある場合には、得点にかかわらず不合格となります。

5 受験申込み

(1) 受験の申込みは、ホームページからシステムにアクセスし、画面の指示に従って全ての必要項目を入力の上、受付期間中に送信してください。(郵送や持参による申込みは受け付けません。)

なお、受付期間は次のとおりです。

令和元年5月13日(月)午前8時30分から5月31日(金)午後5時15分まで

(2) 申込みは「事前登録」と「本申込み」の2段階方式となっています。まず、事前登録を行いID番号とパスワードを取得した後、受付期間中にシステムのマイページにログインして本申込みを行ってください。(ID番号とパスワードは受験番号の確認等、以後の手

続きに必要なので、必ず控えておいてください。)

- (3) 本申込みの受付が完了したら、登録されたメールアドレス宛に「申込み完了のお知らせ」の電子メールを自動送信します。この電子メールが届かない場合は、必ず受付期間中に愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。
- (4) 申込方法等に関する問い合わせは、受付期間中の午前8時30分から午後5時15分まで(ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く。)受け付けます。(原則、電話で愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。)
- (5) 受付期間内に申込みが完了しなかった場合は、受験できません。(受付期間中は、24時間申込みを受け付けますが、保守点検作業等のためシステムを停止する場合がありますほか、受付期間終了の直前は、システムが混み合うおそれがあるので、余裕を持って申込みを行ってください。)

なお、使用される機器や通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。

6 受験番号の通知及び受験票の交付

- (1) 受験番号は、受験申込受付締切後にお知らせします。(登録されたメールアドレス宛に「受験番号のお知らせ」の電子メールを送信しますので、システムのマイページにログインして自分の受験番号を確認してください。なお、7月5日(金)までに電子メールが届かない場合は、愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。)
- (2) 受験票は、第1次試験合格者のみ出力することができます。第1次試験に合格された方には、合格発表後、「受験票交付のお知らせ」の電子メールを送信しますので、システムのマイページにログインし、受験票をダウンロードして印刷してください。
- (3) 印刷した受験票は、記載されている事項を確認し、確認した年月日を記入の上、受験者本人が署名して第2次試験受験の際に必ず持参してください。

7 合格から採用まで

- (1) この試験の最終合格者は、愛媛県職員採用候補者として採用候補者名簿(以下「名簿」という。)に記載されます。
この名簿は、原則として、行政事務は令和2年4月以降、総合土木及び林業は令和元年10月以降の採用に対するもので、その有効期間は、名簿に記載された日(合格通知書に記載)から1年間です。
- (2) 採用は、名簿に記載された者のうちから任命権者(知事等)が選考を行い、決定します。したがって、**名簿に記載された者が全て採用されるとは限りません。**
- (3) 最終合格者には、職務経験の確認のため職歴証明書(本人以外の第三者が作成したものに限る。)の提出を求めます。それにより受験資格を満たしていることが確認できない場合、又は職歴証明書が提出されない場合は、採用されません。

8 給与

初任給は、職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号)等の規定に基づき、採用前の経歴に応じて決定されます。

例えば、採用時の年齢が30歳で、大学卒業後民間企業等における職務経験が8年の場合、月額240,000円程度です。(あくまで例であり、職務経験の内容等により金額は異なります。)

このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

9 試験結果の開示

この試験の結果については、愛媛県個人情報保護条例(平成13年愛媛県条例第41号)第29条第1項の規定に基づき、口頭により開示を請求することができます。開示を請求する場合は、受験者本人が、本人であることを確認できる顔写真付きの書類(運転免許証等)を持参の上、午前8時30分(合格発表当日は、合格発表後)から午後5時15分までの間に、愛媛県人事委員会事務局へ直接お越しください。(ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日は受付できません。)

なお、電話、はがき等による開示の請求はできませんので、注意してください。

なお、電話、はがき等による開示の請求はできませんので、注意してください。

(1) 行政事務

開示請求できる人	開 示 内 容	開示期間	開 示 場 所
第1次試験不合格者	第1次試験の得点及び順位(ただし、一定の基準に達しない場合は、その旨)	第1次試験合格発表の日から1週間	愛媛県人事委員会事務局
第2次試験不合格者	第1次試験の得点及び順位並びに第2次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位(ただし、第2次試験で一定の基準に達しない試験・検査種目がある場合は、順位に代えて当該試験・検査種目名)	第2次試験合格発表の日から1週間	
第3次試験受験者	第1次試験の得点及び順位、第2次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位並びに第3次試験の得点及び順位(ただし、第3次試験で一定の基準に達しない場合は、その旨)	第3次試験合格発表の日から1週間	

(2) 総合土木、林業

開示請求できる人	開 示 内 容	開示期間	開 示 場 所
第1次試験不合格者	第1次試験の得点及び順位(ただし、一定の基準に達しない場合は、その旨)	第1次試験合格発表の日から1週間	愛媛県人事委員会事務局

第 2 次 試 験 受 験 者	第 1 次 試 験 の 得 点 及 び 順 位 並 び に 第 2 次 試 験 の 得 点 及 び 順 位 (た だ し、第 2 次 試 験 で 一 定 の 基 準 に 達 し な い 試 験 ・ 検 査 種 目 が あ る 場 合 は、順 位 に 代 えて 当 該 試 験 ・ 検 査 種 目 名)	第 2 次 試 験 合 格 発 表 の 日 か ら 1 月 間
-----------------	---	---------------------------------

10 その他

心身の機能の障がいにより、受験時に配慮を必要とする場合は、受付期間内に愛媛県人事委員会事務局へ申し出てください。ただし、内容によってはお応えできないことがあります。

台風などの自然災害等により、やむを得ず試験の日程・開始時刻を変更することがあります。また、一部の会場で変更の措置があった場合、すべての会場で同様の措置をとる場合があります。変更がある場合は、システム及び受験申込受付締切時に登録されたアドレス宛のメールにてお知らせします。

○愛媛県人事委員会公告第 4 号

令和元年度愛媛県少年補導職員採用候補者試験公告

令和元年 5月10日

愛媛県人事委員会

〒 790 - 8570 松山市一番町四丁目 4 番地 2 愛媛県庁内 電話 (089) 912 - 2826
 愛媛県職員採用情報ホームページ <https://www.pref.ehime.jp/employment/>

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試 験 区 分	採 用 予 定 人 員	職 務 内 容
少 年 補 導 職 員	3 人 程 度	警察本部又は警察署に勤務し、少年補導、保護活動、支援活動、広報活動等の業務に従事します。

2 受験資格

- (1) 次のいずれかに該当する者
 - ア 昭和59年 4月 2日 から平成10年 4月 1日 までに生まれた者
 - イ 平成10年 4月 2日 以降に生まれた者で、学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。)若しくはこれと同等と人事委員会が認めるもの(以下「大学等」という。)を卒業した者又は大学等を令和 2年 3月 末日までに卒業する見込みの者
- (2) 日本の国籍を有する者
- (3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号のいずれにも該当しない者
- (4) 次のいずれかに該当する者
 - ア 教員免許を有する者又は令和 2年 3月 末日までにこの免許を取得する見込みの者
 - イ 学校教育法による大学(短期大学を含む。)又はこれと同等と人事委員会が認めるものにおいて、児童心理学、発達心理学、教育心理学、青年心理学、臨床心理学その他の心理学を修学した者又はこれらを令和 2年 3月 末日までに修学する見込みの者

本試験と同一日に愛媛県人事委員会が試験を実施する他の職員採用候補者試験との併願はできません。

3 試験の日時、受験地、試験会場及び合格発表

区 分	日 時	受 験 地	試 験 会 場	合 格 発 表
第 1 次 試 験	令和元年 6月 23日 (日曜日) 午前 9 時 ~ 正午 (受付時間 午前 8 時 ~ 午前 8 時 45分 遅刻した場合は受験できません。)	松山	いずれかを受験票で指定します。 ・松山大学 文京キャンパス 2号館 (松山市文京町 4 番地 2) ・愛媛県庁 (松山市一番町四丁目 4 番地 2)	7 月上旬 第 1 次 試 験 当 日 に お 知 ら せ し ま す。
		東京	中央大学 後楽園キャンパス 5号館(理工学部) (東京都文京区春日一丁目13番27号)	
		大阪	大阪教育大学 天王寺キャンパス西館 (大阪府大阪市天王寺区南河堀町四丁目88番)	

受験地は松山、東京、大阪のいずれかを希望できます。

受験地が松山の方は、試験会場を受験票で指定します。

第 2 次 試 験	7月中旬から8月上旬に松山市内で実施予定です。 詳細は、第1次試験合格者に通知します。	8月中旬
-----------	--	------

合格発表は、合格者の受験番号を愛媛県庁前掲示板に掲示するほか、愛媛県職員採用情報ホームページ（以下「ホームページ」という。）にも掲載します。

4 試験の方法等

(1) 試験は、第1次試験及び第2次試験とし、次のとおり行います。

なお、第2次試験は、第1次試験合格者に対して行います。

区分	試験・検査種目	配点	試 験 の 内 容
第1次試験	教 養 試 験	50点	大学卒業程度の一般的知識及び知能について、筆記試験を行います。（択一式50題、解答時間2時間30分）
第2次試験	口 述 試 験	168点	人物について総合的に評定するため、個別面接を行います。
	作 文 試 験	32点	識見、思考力、表現力等について、作文試験を行います。（課題1題、解答時間1時間）
	適 性 検 査	-	職務遂行に必要な適性について、検査を行います。

(2) 第1次試験合格者は、教養試験の得点の高い順に決定します。ただし、一定の基準に達しない場合は、得点にかかわらず不合格となります。

(3) 最終合格者は、第1次試験の得点と第2次試験の得点を合計した総合得点の高い順に決定します。ただし、第2次試験の各試験・検査種目のうち、一定の基準に達しない種目がある場合は、総合得点にかかわらず不合格となります。

(4) 教養試験の例題及び前年度に出題した作文試験の課題を、ホームページに掲載しています。

また、愛媛県人事委員会事務局等において閲覧することもできます。

5 受験申込み

(1) 受験の申込みは、ホームページから「愛媛県採用試験受験申込システム」（以下「システム」という。）にアクセスし、画面の指示に従って全ての必要項目を入力の上、受付期間中に送信してください。

なお、受付期間は次のとおりです。

令和元年5月13日（月）午前8時30分から5月31日（金）午後5時15分まで

原則、郵送や持参による申込みは受け付けできませんが、インターネットにより申し込むことができない特段の事情がある場合は、5月24日（金）までに愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。

(2) 申込みは「事前登録」と「本申込み」の2段階方式となっています。まず、事前登録を行いID番号とパスワードを取得した後、受付期間中にシステムのマイページにログインして本申込みを行ってください。（ID番号とパスワードは受験票の印刷等、以後の手続きに必要ですので、必ず控えておいてください。）

(3) 本申込みの受付が完了したら、登録されたメールアドレス宛に「申込み完了のお知らせ」の電子メールを自動送信します。この電子メールが届かない場合は、必ず受付期間中に愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。

(4) 申込方法等に関する問い合わせは、受付期間中の午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く。）受け付けます。（原則、電話で愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。）

(5) 受付期間内に申込みが完了しなかった場合は、受験できません。（受付期間中は、24時間申込みを受け付けますが、保守点検作業等のためシステムを停止する場合がありますほか、受付期間終了の直前は、システムが混み合うおそれがあるので、余裕を持って申込みを行ってください。）

なお、使用される機器や通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。

6 受験票の交付

(1) 受験申込受付締切後に登録されたメールアドレス宛に「受験票交付のお知らせ」の電子メールを送信します。6月14日（金）までに電子メールが届かない場合は、愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。

(2) 「受験票交付のお知らせ」の電子メールが届いたら、システムのマイページにログインし、受験票をダウンロードして印刷してください。

(3) 印刷した受験票は、記載されている事項を確認し、確認した年月日を記入の上、申込者本人が署名して第1次試験受験の際に必ず持参してください。

7 合格から採用まで

(1) この試験の最終合格者は、愛媛県少年補導職員採用候補者として、採用候補者名簿（以下「名簿」という。）に記載されます。

この名簿は、原則として、令和2年4月以降の採用に対するもので、その有効期間は、名簿に記載された日（合格通知書に記載）か

ら 1 年間です。

(2) 採用は、名簿に記載された者のうちから任命権者（警察本部長）が選考を行い、決定します。したがって、**名簿に記載された者が全て採用されるとは限りません。**

(3) 採用者は、愛媛県警察本部において、少年補導職員として必要な教養を受け、警察本部又は警察署に配置されます。

8 給与

初任給は、職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）等の規定により、原則として、行政職給料表 1 級29号給（現行給料月額188,136円）が支給され、このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、超過勤務手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

9 試験結果の開示

この試験の結果については、愛媛県個人情報保護条例（平成13年愛媛県条例第41号）第29条第 1 項の規定に基づき、口頭により開示を請求することができます。開示を請求する場合は、受験者本人が、本人であることを確認できる顔写真付きの書類（学生証、運転免許証等）を持参の上、**午前 8 時30分（合格発表当日は、合格発表後）から午後 5 時15分までの間に、愛媛県人事委員会事務局へ直接お越しください。**（ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日は受付できません。）

なお、電話、はがき等による開示の請求はできませんので、注意してください。

開示請求できる人	開 示 内 容	開示期間	開 示 場 所
第 1 次試験不合格者	第 1 次試験の得点及び順位（ただし、一定の基準に達しない場合は、その旨）	第 1 次試験合格発表の日から 1 月間	愛媛県人事委員会事務局
第 2 次試験受験者	第 1 次試験の得点及び順位並びに第 2 次試験の試験種目別得点、総合得点及び総合順位（ただし、第 2 次試験で一定の基準に達しない試験種目又は検査種目がある場合は、総合順位に代えて当該試験種目名又は検査種目名）	第 2 次試験合格発表の日から 1 月間	

10 その他

心身の機能の障がいにより、受験時に配慮を必要とする場合は、受付期間内に愛媛県人事委員会事務局へ申し出てください。ただし、内容によってはお応えできないことがあります。

台風などの自然災害等により、やむを得ず試験の日程・開始時刻を変更することがあります。
また、一部の会場で変更の措置があった場合、すべての会場で同様の措置をとる場合があります。変更がある場合は、システム及び受験申込受付締切時に登録されたアドレス宛のメールにてお知らせします。